

堺市立農業公園（加工体験施設）指定管理者 申請要項・業務仕様書の概要（案）

項目	申請要項・仕様書の概要	掲載ページ
施設の名称等	<p>名称：堺市立農業公園「加工体験施設」《通称：ハーベストの丘 村のエリア》</p> <p>設置年月：平成12年4月</p> <p>所在地：堺市南区豊田2815-1ほか</p> <p>敷地面積：225,567㎡</p> <p>建物施設：加工体験実習館 鉄骨造 平屋建 1,240.49㎡</p> <p>総合交流ターミナル 鉄骨造 平屋建 516.67㎡</p> <p>施設内容：専門加工工房（乳製品6工房、機械室、更衣室）</p> <p>特産品加工工房（菓子・惣菜工房、休憩室、倉庫）</p> <p>加工体験試食室（加工体験工房、準備室、試食室、事務室）</p> <p>総合交流ターミナル（販売所、情報発信室、交流室、研修室ほか）</p> <p>親水施設（じゃぶじゃぶ池）、いちごハウス</p> <p>附属施設（羊牧舎、堆肥舎、小動物舎、飾りサイロ、便所ほか）</p>	<p>要項 1～2P</p> <p>仕様書 1P</p>
指定管理者が行う業務	<p>① 施設の運営に関する業務</p> <p>職員の配置、集客・料金徴収、農産物加工体験ゾーン等の運営ほか</p> <p>② 施設の維持管理に関する業務</p> <p>施設・設備の維持管理や修繕、樹木・菜園の維持管理、動物の飼育ほか</p>	<p>要項 2P</p> <p>仕様書 3～5P</p>
指定期間（予定）	平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）	要項 3P
管理経費等（利用料金等）	利用料金制度を採用し、これを指定管理者自らの収入とすることができる。利用料金の額は、条例及び規則で定める額を上限として、市長の承認を得て指定管理者が定める。指定管理者に対して指定管理料は支払わない。	要項 3～5P
管理の基準	開園時間・休日：事業計画書に基づき市長の承認を得て指定管理者が定める。施設の使用許可：法令、条例等の規定を遵守しながら指定管理者が行なう。	要項 5～7P
基本事業計画書 年度事業計画書	全指定期間をつうじた事業計画書及び年度単位の事業計画書を提出する。	要項 7～8P 仕様書 3P
リスク（責任）分担	基本協定書においてリスク分担表として定める。	要項 8P
業務の 第三者への委託	原則禁止。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合は可。	要項 8P 仕様書 6P
モニタリング 市による評価	指定管理者が利用者に対する調査（アンケート）・報告・自己評価等を実施。市と第三者が調査内容等の確認と評価（事業運営を含む。）を実施。	要項 9,11P 仕様書 6～7P
管理業務の報告	年度末・月末・四半期末の定例報告、緊急時等における随時報告。	要項 9～11P 仕様書 7～8P
市として求める 目標・水準等	農産物収穫体験事業開催件数、入園者数、利用料金収入、園内イチゴ摘み体験利用者数の4項目を設定。	仕様書 10P
申請手順 （スケジュール）	<p>申請要項等公開期間：平成30年7月13日（金）～同年8月17日（金）</p> <p>質問票受付期間：平成30年7月17日（火）～同年7月27日（金）</p> <p>申請書類受付期間：平成30年8月20日（月）～同年8月24日（金）</p>	要項 12,14P
選定審査方法	選定基準に基づいて堺市産業振興局指定管理者選定委員会において書類審査及び面接審査をおこなう。委員による採点の結果、評価の合計点数が満点の60%以上に達しない時は、指定管理者の適格者なしとする。	要項 16～17P
選定結果通知	平成30年9月下旬（予定）	要項 17P